

厚生労働省発職第0824003号

労働政策審議会

会長 菅野 和夫 殿

別紙「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

平成18年8月24日

厚生労働大臣 川崎 二郎

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 試行雇用奨励金制度及びキャリア形成促進助成金制度の改正

一 試行雇用奨励金制度の改正

試行雇用奨励金の支給を受けることができる事業主として、新たに次に該当する事業主を加えることとする。

三十五歳未満の者を公共職業安定所の紹介により、又は三十五歳未満の新規学卒者（職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）第三十五条第二項に規定する新規学卒者をいう。）を同項に規定する施設の長の紹介により、期間を定めて雇用する労働者として雇い入れ、当該労働者を対象として、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第五条第二項に規定する認定計画（以下「認定計画」という。）に基づき、実践的な職業能力の開発及び向上を図ることが必要な青少年にとって良好な雇用の機会の創出に資する改善事業を実施する認定組合等の構成員である中小企業者又は認定中小企業者（以下「認定中小企業者等」という。）であること。

二 キャリア形成促進助成金制度の改正

(一) 中小企業雇用創出等能力開発助成金について、職業に必要な高度の技能及びこれに関する知識を有する者の確保を図るための認定計画に基づき、被保険者等に対して熟練技能等を習得させるための職業訓練を行う認定中小企業者等に対し、業務の遂行の過程内における実務を通じた技能及びこれに関する知識の習得に係る職業訓練の運営に要した経費の一部を支給するものとする。

(二) 中小企業雇用創出等能力開発助成金について、実践的な職業能力の開発及び向上を図ることが必要な青少年にとって良好な雇用の機会の創出に資する認定計画に基づき、被保険者等に対して、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十条の二第二項に規定する実習併用職業訓練又は熟練技能等を習得させるための職業訓練を行う認定中小企業者等に対し、業務の遂行の過程内における実務を通じた技能及びこれに関する知識の習得に係る職業訓練の運営に要した経費の一部等を支給するものとする。

三 その他

その他所要の規定の整備を行うものとする。

第二 施行期日等

- 一 この省令は、平成十八年十月一日から施行するものとする。
- 二 この省令の施行に関し必要な経過措置を定めるものとする。